≪こんなときの知っておきたい手続≫

【手続チェックシート】

以下の項目で該当するものについて、このチェックシートを活用し、各担当窓口で手続してください。

市外から転入したとき

届の種類	いつ だれが	必要なもの	チェック	担当窓口
転入届	転入した日から １４日以内 本人、世帯主 又は代理人 （注１）	・前住所の市区町村が発行した転出証明書 ・本人確認書類 ・転入される方全員分のマイナンバーカード（個人番号カード）（お持ちの方のみ） ・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ） ・外国籍の方は、転入される方全員分の在留カード、特別永住者証 ＊前住所地で住基ネットを利用した転出届をされた方は、転出証明書は不要です。必ずマイナンバーカード（個人番号カード）、もしくは住民基本台帳カードを御持参ください。（４ケタの暗証番号を入力していただきます。） ＊マイナンバーカード（個人番号カード）もしくは住民基本台帳カードを所有している方で京都市に転入後も引き続き使用を希望される場合は、転入届の提出日から９０日以内に継続利用の申請を行ってください。（転出地のシステムの処理状況によっては転入当日には継続利用の手続きができない場合があります。） ※海外から転入される方は、パスポート等が必要です。詳しくはお問い合わせください。	□	３階③ 戸籍住民担当
印鑑登録	本人又は代理人 （注１）	・本人確認書類 ・登録する印鑑	□	
小・中学校の転校手続	・公立学校の場合…区役所で発行する「転入学通知書」と転校前の学校で発行された「在学証明書」を指定学校へ提出してください。 ・私立学校の場合（住所が変わっても学校は変わらない場合）…区役所で発行する「転入学通知書」と現在通学している学校で発行された「在学証明書」を指定学校へ提出してください。		□	
国民健康保険	転入した日から14日以内 本人、世帯主又は代理人（注１）	・マイナンバーカード（個人番号カード）（お持ちの方のみ） ・届出人の本人確認書類 ・国民健康保険被保険者証又は資格確認書等（同一世帯の方がすでに加入されている場合） ＊資格確認書等は即日交付できない場合があります。	□	３階⑥ 保険年金担当
後期高齢者医療保険	転入した日から14日以内 本人、世帯主又は代理人（注１）	・マイナンバーカード（個人番号カード）（お持ちの方のみ） ・届出人の本人確認書類 ・負担区分証明書 ＊資格確認書等は即日交付できない場合があります。	□	
国民年金 （海外転入の場合）	速やかに 本人又は代理人	・年金手帳又は基礎年金番号通知書（基礎年金番号がわかるもの）もしくはマイナンバーカード（個人番号カード）等 ＊第２号(厚生年金加入者)、第３号被保険者の方は手続き不要です。	□	３階⑦ 保険年金担当
重度障害老人健康管理費	後期高齢者医療保険手続き後、速やかに 本人又は代理人 （注１）	・後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書等 ・所得証明書（全項目証明）（１５歳以上の同居（住基が別の場合を含む）の親族及び税法上の被扶養者としている扶養義務者全員） ☆1月1日現在の住所地で請求してください。 ※マイナンバーカード（個人番号カード）等提示により証明書を省略できる場合あり ・身体障害者手帳１、２級の方、療育手帳Ａ判定の方、精神障害者保健福祉手帳１級等 ・受給者名義の金融機関の通帳 ◎所得制限あり	□	
１２５ｃｃ以下のバイクの申告	転入後速やかに 本人又は代理人 （注１）	・ナンバープレート(廃車済みの場合は廃車届受理証明書) ・本人確認書類　※担当窓口に御確認ください。	□	軽自動車税事務所又は同事務所分室 （注３）
重度心身障害者医療	転入後速やかに 本人又は代理人 （注１）	・身体障害者手帳（１、２級の方） ・療育手帳(A判定の方) ・精神障害者保健福祉手帳（１級の方） ・保険資格情報が確認できる書類等（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等） ・マイナンバーカード（個人番号カード）等	□	２階① 障害保健福祉課
身体障害者手帳	転入後速やかに 本人又は代理人 （注１）	・身体障害者手帳 ・マイナンバーカード（個人番号カード）等 ・自立支援医療（更生医療）受給者証（お持ちの方）	□	
特別児童扶養手当	転入後速やかに 受給者又は代理人 （注１）	・認定通知書等受給内容が分かるもの ・マイナンバーカード（個人番号カード）等	□	
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	転入後速やかに 本人又は代理人 （注１）	・認定通知書 ・マイナンバーカード（個人番号カード）等	□	
療育手帳	転入後速やかに 本人又は代理人 （注１）	・療育手帳 ・マイナンバーカード（個人番号カード）等	□	
精神障害者保健福祉手帳	転入後速やかに 本人又は代理人 （注１）	・前住所地の精神障害者保健福祉手帳 ・マイナンバーカード（個人番号カード）等	□	

裏面に続く

令和7年4月発行
中京区役所

届の種類	いつ だれが	必要なもの	チェック	担当窓口
自立支援医療 （更生医療・精神通院）	転入後速やかに 本人又は代理人 （注１）	手続きの詳細は担当課へ御連絡ください。	□	２階① 障害保健福祉課
特定疾患・特定医療費 （指定難病）	転入後速やかに 本人又は代理人 （注１）	手続きの詳細は認定事務センター（075-748-1200）又は 担当課へ御連絡ください。	□	
児童手当	転出予定日から １５日以内	・マイナンバーカード（個人番号カード）等 ・請求者の保険資格情報が確認できる書類等（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等） ・請求者の金融機関口座番号（普通預金）が確認できるもの	□	２階② 子育て推進担当 （注２）
子ども医療	転入後速やかに 保護者	・対象となるお子さんの保険資格情報が確認できる書類等（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等）	□	
ひとり親家庭等医療	転入した日 本人又は代理人	・保険資格情報が確認できる書類（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等）＊対象となる方全員分 ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（後日持参でも可） ・マイナンバーカード（個人番号カード）等 ＊上記の他にも、提出をお願いする場合があります。	□	２階② 子育て推進担当
児童扶養手当	転入後速やかに	・マイナンバーカード（個人番号カード）等 ・該当する「手当証書」 ・金融機関の通帳 ＊上記の他にも、提出をお願いする場合があります。	□	
小児慢性特定疾病・ 育成医療・養育医療等 の医療費の公費負担	転入後速やかに 本人又は保護者	該当される方は、手続について説明しますので、右記の担当課へ御連絡ください。	□	
妊婦受診券 をお持ちの方	速やかに	・前住所地発行の妊婦受診券 ・通知カードと住所記載のある公的書類又は住所訂正済みのマイナンバーカード（個人番号カード） ・母子健康手帳	□	２階③ 子育て相談担当
乳幼児健診 （４歳までの子供のある方）	転入後速やかに 保護者	・母子健康手帳	□	
被爆者健康手帳 をお持ちの方	転入した日から 30日以内 本人又は代理人	・被爆者健康手帳 ・住民票 ◎受給者は、手当証書及び銀行等の通帳	□	１階⑥ 健康長寿推進課
飼い犬登録変更	転入後速やかに 飼い主	・犬の登録事項変更届 ・飼い犬の鑑札 （国の指定機関へマイクロチップの登録を済ませた犬を除く）	□	１階⑨ 医療衛生コーナー
老人医療	転入後速やかに 本人又は家族	・健康保険証（被保険者証）、資格確認書又はマイナ保険証 ＊上記の他にも、提出をお願いする場合があります。	□	１階⑦又は⑧ 健康長寿推進課
介護保険	転入した日から 14日以内 本人又は代理人 （注１）	・マイナンバーカード（個人番号カード） ・受給資格証明書(要介護等認定を受けている方のみ) ・健康保険証（被保険者証）、資格確認書又はマイナ保険証	□	
敬老乗車証 (フリーパス・回数券)	昭和28年10月1日までに生まれかつ71歳以上の方で交付を希望する方（注４＊）	敬老乗車証交付事務センターにお問合せください。	□	敬老乗車証交付事務センター （注４）
ごみに関すること	－	家庭から出るごみの出し方・ごみ収集日等をお知らせします。	□	１階 中京エコまち ステーション
※　中京区の防災マップをお配りしています。 町内会・自治会への加入等についての情報を希望される方は、４階地域力推進室まちづくり担当窓口までお越しください。				

本人確認書類とは…マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証や、健康保険証又は資格確認書、パスポートなど

（注１）代理人の場合は、本人署名又は記名押印の委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

（注2）児童手当、子ども医療の業務は、京都市子ども家庭支援課分室において行っています。お問い合わせ、申請等については子ども家庭支援課分室にお願いします。
各種申請書は分室へ郵送、もしくは、分室または京都市内の区役所・支所の窓口へ提出してください。

子ども家庭支援課分室
〒604-8171京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル３階
075-251-1123（8:30～17:00　土・日・祝日・年末年始除く）

（注3）・軽自動車税事務所　〒612-0002京都市伏見区深草中川原町13-7　京都管理基地事務所２階
・軽自動車税事務所分室　〒604-8171京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル５階
《軽自動車税のお問い合わせ電話番号》213-5467

（注4）敬老乗車証交付事務センター　電話番号050-5443-6647　FAX075-213-5801　申請は郵送のみ。窓口はありません。
＊令和7年10月以降は、「昭和29年10月1日までに生まれかつ72歳以上の方で交付を希望する方」が対象となります。

〈御注意〉
これらの手続は基本的な届出方法ですので、必ず窓口にお問い合わせください。届出期間に間に合わない場合や必要なものがそろえられない場合は、担当窓口にご相談ください。

京都市中京区役所　〒604-8588　京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521　（075）812－0061（代表）

令和7年4月発行
中京区役所